

鎌倉市議会

11月臨時会議案集

(その1)

令和2年(2020年)

目 次

議案第 71 号	鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
報告第 14 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について.....	7

議案第 71 号

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）11月 24日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当支給割合の引下げに準
じ、職員の期末手当支給割合の引下げを行うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「 $\frac{130}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に、「 $\frac{110}{100}$ 」を「 $\frac{105}{100}$ 」に改め、同条第3項中「 $\frac{130}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に、「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{107.5}{100}$ 」に改め、同条第3項中「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例(平成17年7月条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{130}{100}$ 」を「 $\frac{125}{100}$ 」に、「 $\frac{170}{100}$ 」を「 $\frac{165}{100}$ 」に改める。

第4条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に、「 $\frac{165}{100}$ 」を「 $\frac{167.5}{100}$ 」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

